和歌山県
　海南市　有田市
有田　有田川町
日高　日高町
西牟婁　白浜町
東伯　琴浦町
日野　江府町
島根県
　出雲市　安来市　雲南市
岡山県
　井原市　新見市　赤磐市
苫田　鏡野町
勝田　奈義町
広島県
　尾道市　福山市
山口県
　岩国市　柳井市　山陽小野田市
徳島県
勝浦　上勝町
香川県
　丸亀市　東かがわ市　三豊市
愛媛県
　宇和島市　八幡浜市
北宇和　鬼北町
高知県
　安芸市　南国市　須崎市　土佐清水市　香南市　香美市
土佐　土佐町
吾川　仁淀川町
高岡　越知町　津野町　四万十町
福岡県
　久留米市　筑後市　うきは市　みやま市　糸島市
糟屋　宇美町　新宮町
鞍手　鞍手町
朝倉　筑前町
八女　広川町
田川　香春町　添田町　川崎町　赤村　福智町
　伊万里市　嬉野市
三養基　上峰町　みやき町
東松浦　玄海町
杵島　大町町
　長崎市　佐世保市　島原市　松浦市　対馬市　五島市　西海市
東彼杵　川棚町
北松浦　小値賀町　佐々町
　熊本市　八代市　水俣市　山鹿市　菊池市　宇土市　上天草市　宇城市　合志市
下益城　美里町
玉名　南関町
菊池　大津町　菊陽町
阿蘇　小国町　産山村　高森町
上益城　御船町　嘉島町
八代　氷川町
葦北　津奈木町
球磨　相良村　五木村　山江村
大分県
　別府市　竹田市　豊後高田市　豊後大野市　国東市
玖珠　九重町
宮崎県
　宮崎市　都城市　延岡市　西都市　えびの市
北諸県　三股町
東諸県　国富町　綾町
児湯　高鍋町　木城町
西臼杵　日之影町
鹿児島県
　指宿市　薩摩川内市　曽於市　南さつま市　志布志市　南九州市（旧川辺郡知覧町及び川辺町の区域に限る。）　姶良市
出水　長島町
曽於　大崎町
肝属　錦江町　南大隅町　肝付町
大島　瀬戸内町　喜界町　和泊町
国頭　大宜味村　東村
沖縄県
中頭　中城村
島尻　久米島町

備考
　この告示に掲げる地域は、平成二十四年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第五百七十七号

　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、平成二十四年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

　平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

都道府県名　郡名　市町村名
北海道
上川　美瑛町　弘前市　石巻市　気仙沼市
青森県
宮城県
刈田　蔵王町
柴田　柴田町　川崎町
宮城　松島町
黒川　大郷町
秋田県
南秋田　五城目町
山形県
西村山　河北町
最上　舟形町
福島県
会津若松市　いわき市　白河市　喜多方市
河沼　柳津町
大沼　会津美里町
西白河　西郷村
茨城県
稲敷市
栃木県
鹿沼市
埼玉県
狭山市
千葉県
勝浦市